

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0621)

第1回 栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会

令和6年10月10日 一部公開

開催日時	令和6年10月10日(木)	13時30分～16時00分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第1回栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p style="text-align: center;">— 定数の確認 —</p> <p>委員全員が出席し本会議が成立していることを報告。 併せて、傍聴人及び報道関係者の出席がないことを報告。</p> <p>本専門部会の議事につきましては、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第6条により部会長が進行することとされておりますが、このあと部会長及び部会長代理が選出されるまでの間におきましては、事務局において議事の進行をさせていただきます。</p> <p>それでは次第に従いまして、労働基準部長より挨拶を申し上げるところですが、本日は体調不良により欠席させていただいておりますので、代わって賃金室長より御挨拶申し上げます。</p>
賃金室長	<p style="text-align: center;">— 代読 —</p> <p>本年4月1日付けで労働基準部長に着任いたしました鷹中と申し</p>

	<p>ます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本日は大変お忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様も御承知のとおり、10月1日から1,004円に改正されました栃木県最低賃金と、これから御審議いただく栃木県特定最低賃金は、その性質や設定の背景が異なるものであり、特定最低賃金は労使のイニシアティブの発揮によって設定され、改正審議においても、それが大変重要であるということは御承知のことと存じます。</p> <p>私共事務局といたしましても、労使の委員の皆様、建設的かつ活発な議論を展開いただけますよう、御審議に必要な資料の収集・説明などの確に情報提供させていただく所存ですので、関係資料をはじめ審議に必要なもの等、御要望がございましたら、遠慮なく事務局にお申し付けください。</p> <p>集中的な審議となり、皆様には大変御負担をおかけしますが、何卒よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、電子部品等製造業最低賃金専門部会委員の皆様を公益代表、労働者代表、使用者代表委員の順に御紹介いたします。</p> <p>— 専門部会委員及び事務局の紹介 —</p>
事務局	<p>続きまして、専門部会の「部会長及び部会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により準用される同法第24条第2項及び第4項の規定により、公益代表委員の中から委員が選挙して選任することとされております。</p> <p>例年、公益代表委員から御推薦をいただき、委員の皆様にお諮りしております。本年度においても、この方法で選任することによろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>それでは、公益委員協議において、推薦をいただいておりますので発表いたします。</p> <p>部会長に荻原委員、部会長代理に黒川委員を御推薦いただいております。</p> <p>お二人に当専門部会の部会長及び部会長代理に御就任いただくことを提案いたします。いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>御賛同いただきましたので、お二人に御就任いただくことといた</p>

<p>荻原部会長</p>	<p>します。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p> <p>ただ今、部会長として選任されました荻原です。</p> <p>これから、議事を進めていくこととなりますが、特定最低賃金の審議は、労使のイニシアティブの発揮が何より重要となりますので、全会一致を目指し、審議が円滑に進みますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の金額改定について」です。</p> <p>最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の運営については、関係法令によるほか、「栃木県特定最低賃金専門部会運営規程」に基づき、運営していくこととなります。</p> <p>この規程については、本年８月２１日開催の第４回栃木地方最低賃金審議会において議決され、同日より施行されております。この運営規程の要旨について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>運営規程につきましては、事務局より提出しております資料のうち、共通資料の９５ページ、資料No.Ⅱ—１に編綴しておりますので、ご覧ください。</p> <p>この運営規程につきましては、第１条から第５条までに目的、構成、会議の招集と出欠席について、第６条に議事の進め方について、第７条に会議の公開・非公開の措置について、第８条に議事録及び議事要旨の作成について、第９条に審議会会長への報告について、第１０条に専門部会の廃止について規定されています。</p> <p>この中で、第７条の「会議の公開」につきましては、少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>第７条の文面自体は昨年度のものとは変更はございませんが、今年度より運用を変更しております。</p> <p>これまで、特定最低賃金専門部会の議事の公開・非公開につきましては、第７条第１項の但し書きにあります「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」旨が規定されており、昨年度まではこの但し書きを適用し「全面非公開」として運用してきたところです。</p> <p>しかしながら、昨年中央最低賃金審議会や目安小委員会において、議事の透明性云々が議論となり、「公開の可否については、地方の審議会において適宜判断されたい」とはいうものの、本審・専門部会を問わず「可能な限り公開」という方向での本省説明があり、これを受け、地賃専門部会については、昨年度より「公開」に運用</p>

	<p>を変更し、一方、特賃専門部会については「とりあえず様子見」とさせていたしておりました。</p> <p>実態から先に申し上げますと、地域別最低賃金の方は、県内の労働団体や市民ユニオン等の関心も高く、本審・地賃専門部会を問わず、毎度それらの方々から傍聴の申し込みがあり、一方、特賃専門部会については、傍聴に関する問い合わせや要請・陳情もこれまで一切なく、実際に今年度は特賃専門部会の開催を公告いたしました。現時点において、いずれの業種も傍聴の申し込みは来ておりません。</p> <p>よって、実態としましては、「公開」とは言いつつも、傍聴人はおりませんので、昨年度と何ら変わらない状態で審議していただくこととなるかと思っております。</p> <p>なお、今後においても傍聴の申し込みがないとは言い切れませんが、仮に傍聴人が入った場合であっても、本審や地賃専門部会の運用方法に倣えば、第7条第1項の但し書きを適用し、傍聴が許されるのは、公労使の三者が揃う場面のみであり、よって、実際に金額審議を行う公労協議や公使協議の場面、公労使三者が揃う場面であっても「採決」の場面は非公開となります。</p> <p>以上、現時点で昨年度と実態としては変わらないとはいえ、今後も傍聴の申し込みがないとは言い切れませんし、また、中央において審議の透明性云々が議論されているという近年の流れを見ますと、今後さらなる見直しが求められることも予想されますが、現時点におきましては、今年度からこのような形での運用になりますことを委員の皆様にもご理解いただきたいと思っております。</p> <p>なお、傍聴人が入るか否かに係わらず、審議中の御発言は議事録に残り、これの開示請求により公開となる場合もありますので、特定の企業名や保護されるべき情報等の発言にはご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。</p> <p>— 質問等なし —</p> <p>特に御質問などがなければ、本日の部会を含めた専門部会につきましては、「公開」とはするものの、実際に金額審議を行うこととなる公労協議や公使協議の場面、また、最終的に「採決」となった場合の採決の場面については、委員個人の情報、権利権益の保護、意思決定の中立性の確保の観点から、運営規程第7条第1項の但し書きを適用し、審議を「非公開」にしたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
荻原部会長	
各代表委員	
荻原部会長	
各代表委員	

荻原部会長	<p>それでは、当専門部会の審議の公開・非公開については、事務局説明のとおり運用することとします。</p> <p>次に、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定による改正審議にかかる意見聴取について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>— 意見書の提出はなかった旨を報告 —</p>
荻原部会長	<p>ただ今、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定による意見書の提出はなかった旨の報告がありましたが、同条第 6 項において「審議に際し必要と認める場合においては、関係労使等の意見をきくものとする」と規定され、その方法については実地視察を行う方法による取り扱いもできることになっております。</p> <p>しかし、この取り扱いについては、例年、審議の時間的制約があることや、労働者代表委員と使用者代表委員の皆様が、関係労使の代表者として推薦され御就任されておりますので、皆様の御意見をお聴きすることで、これに代え実地視察等を行っておりませんでした。</p> <p>本年度においても実地視察等を行わないことよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
荻原部会長	<p>それでは、皆様から御意見を述べていただくことで関係労使からの意見聴取とし、実地視察については本年も行わないことといたします。</p> <p>続いて、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づいた、専門部会における決議事項の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議事項を説明 —</p>
荻原部会長	<p>ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
荻原部会長	<p>特に質問がないようですので、規程等の運用、取扱いに関しましては以上のとおりとなります。</p> <p>続きまして、金額改定審議に移ります。</p> <p>まず、改正決定の申出状況及び労働協約の最低額等について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>— 申出状況及び労働協約の最低額等について説明 —</p>
荻原部会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>

各代表委員	— 質問等なし —
荻原部会長	特に御質問など無いようであれば、事務局より、本日提出の資料について、説明をお願いします。
事務局	— 資料説明 —
荻原部会長	ただ今の資料説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
荻原部会長	<p>特に御質問など無いようであれば、続いて、労使それぞれの代表委員より、金額審議に臨むに当たっての「基本的な考え方」についてお聴きしたいと思います。</p> <p>最初に、労働者代表委員から、続いて、使用者代表委員からお聴きしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
荻原部会長	それでは、最初に労働者代表委員からお願いいたします。
小関委員	<p>労働者側委員の小関と申します。改めましてどうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>この場における労働者側の考え方について、何点か述べさせていただきます。</p> <p>まず、特定最低賃金の意義・役割の点から、電機産業にとって、この特定最賃は、産業全体の賃金の底上げを図るという点で、大変重要な位置づけと捉えております。</p> <p>電機産業は、製造業の中に占めるウェイトが高い面が多いということや、需要面においても、日本の将来的な技術を引っ張る事業も非常に多く含まれているということで、電機産業の重要性は高いと認識しています。</p> <p>また、全国的な統計、栃木県の統計を見ますと、製造業の中でもこの電機産業は付加価値が非常に高い傾向が出ております。</p> <p>一方、そこに働く雇用労働者の賃金・処遇は付加価値ほど高まっていないという認識を持っています。</p> <p>そうした中で、今回の金額改正に向けてですが、電機連合もここ1、2年かけては、非常に高い賃上げを実現している点と、中堅・中小の企業にも電機の春闘の結果を波及させていくということを行い、波及も着実に広がってきているという認識を持っています。</p> <p>とりわけ、企業内の最低賃金におきましては、ここ1、2年で上がってきており、それに伴って、時間当たりの金額も上がってきて</p>

<p>荻原部会長</p>	<p>いるという点もあります。</p> <p>そうした電機産業の交渉に成り代わって、この特定最賃の交渉にあたっていくのが、私たちの役割であると捉えています。</p> <p>使用者側の皆さんの経営努力や日々の苦労を重々わかっているつもりではあります。そういう企業があるから、私たちも安心して働くことができると思っています。</p> <p>ぜひ電機産業を、いっしょに発展させていくという観点で、前向きな審議・メッセージにつながる結論を導き出せばありがたいと考えております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、使用者代表委員から基本的な考え方をお願いいたします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>私から発表させていただきます。</p> <p>考え方として3項目あります。</p> <p>一つ目が「県内中小企業の状況について」、二つ目が「電気業界について」、3つ目が「考え方について」ということで報告させていただきます。</p> <p>まず、「県内中小企業の状況について」です。</p> <p>中小企業の経営を取り巻く環境は、コロナ感染症の位置づけが5類に移行したことで、規制等の緩和や供給制約が緩和したことで景気の回復が一部みられる一方、引き続きエネルギー価格や原材料費等の高騰、総額人件費の上昇、円安の影響など、予断を許さない状況にあります。</p> <p>加えて、10月からの社会保険加入対象の拡大や低い価格転嫁等は、経営基盤の脆弱な中小企業に大きな影響を与え続けております。</p> <p>関東財務局が発表した7-9月期の法人企業景気予測調査では、県内企業景況判断BSIは、全規模・全産業で▲4.2、中小企業で▲6.5、製造業では▲13.0と、製造業や中小企業は回復に至っていません。</p> <p>一定規模以上の法人企業を対象とした栃木県鉱工業指数がありますが、栃木県生活文化スポーツ部が9月26日に発表した7月の生産指数は、季節調整済指数で99.1となっています。</p> <p>次に「電気業界について」です。</p> <p>電気業界を見ますと、アジア企業の台頭が起り、日本を含めた先進国の電気メーカーへの影響が大きく出て、その状況が続いております。</p> <p>そのような中、人口の減少や嗜好の多様化による日本市場の縮小と新興国の市場拡大の影響で、国内電気メーカーの海外進出が進み、中小企業にとっては厳しい状況が続いております。</p> <p>回復傾向にある電機業界ですが、AI関連を除くと依然として需要は低調に推移しており、急回復は難しいと言われております。中小企</p>

	<p>業においては、それが顕著にみられます。</p> <p>最後に、「考え方について」です。</p> <p>今、特定最賃を決めるにあたって最優先されるべきは、「事業の継続」と「雇用の維持」です。</p> <p>企業としては、賃金と雇いを両立させることが重要であります。予断を許さないこの状況下にあつて、雇用のことを考えれば、極力、人件費は抑えなければなりません。</p> <p>今年度の審議につきましては、昨年と同様に物価の継続的な上昇傾向と、春闘結果などから、正規社員の賃金の上昇傾向を踏まえ、一定程度の引上げを行う必要性は理解しております。</p> <p>その一方で、特に中小企業の支払能力の面では、原材料費やエネルギー価格の高騰により厳しい状況にあること。最低賃金の増額は直に労務費への影響に繋がるが、労務費の価格転嫁については、未だ国内の商習慣的に容易ではない環境であり、極めて厳しい状況であることも考慮すべきです。</p> <p>通常の事業の賃金支払能力を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であります。</p> <p>使用者側としては、今年度も、支払能力等を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の「第4表」の賃金上昇率の結果を重視して審議に臨むべきであると考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>荻原部会長</p>	<p>ただ今、労使それぞれの代表委員より金額審議に当たっての基本的な考え方について御意見をお伺いしました。</p> <p>ここからは具体的な金額審議に入りたいと思いますが、現時点においては、労働者代表委員と使用者代表委員の考え方に隔たりがあるように思います。</p> <p>一度、労働者代表委員、使用者代表委員のそれぞれにおいて、別室の方で協議をしていただきまして、その後、具体的な金額審議を進めたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>荻原部会長</p>	<p>それでは、協議室での協議時間を5分から10分程度として、最初に労働者代表委員から御意見をお伺いします。</p> <p>労働者代表委員は協議室での協議が終了しましたら、廊下で待機している事務局にお声をかけていただき、この会場にて公労協議を行いたいと思います。</p> <p>その後、公労協議が終了しましたら、使用者代表委員から御意見を伺う公使協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 異議なし —</p>

<p>荻原部会長</p>	<p>では、本日は傍聴人はおりませんが、栃木労働局ホームページで公開する議事録については、ここからの場面は「非公開」といたします。 それでは、事務局はそれぞれの代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>《《 以降非公開 》》</p> <p>— 協議室にて労使それぞれ協議 —</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第5回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p>
<p>荻原部会長</p>	<p>それでは、ここからは公労使の三者がそろって審議する場面ですので、議事録においても「公開」といたします。 本日は、私ども公益代表委員と、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に大きな隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議を行いたいと思います。 本日の金額審議は、これまで、労働者代表委員から58円引上げの提示がありました。一方使用者代表委員からは、42円の引上げの提示がありました。 次回の審議におきましては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見出し結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに更なる御検討をよろしくお願いいたします。</p>

各代表委員	<p>なお、次回の第2回専門部会は、10月15日火曜日13時30分からこの5階大会議室で開催し、その日を審議最終日と考えておりますので、全会一致に向けて合意できますように御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次の議題（2）その他ですが、委員の皆様何かございますか。</p> <p>— 意見、質問等なし —</p>
荻原部会長	<p>特にないようであれば、これを持ちまして、本日の専門部会の議題はすべて終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。</p> <p>議事録につきましては、同条第2項ただし書の規定により、公労使三者がそろって審議した場面のみを公開とし、第3項の規定による議事要旨を作成し公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
荻原部会長	<p>それでは、議事録内容確認を私のほか、労使それぞれの委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
荻原部会長	<p>では、議事録内容確認を、労働者代表小関委員、使用者代表鈴木委員をお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、第1回栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>